

米国ドライバー・プライバシー保護法と 情報プライバシー権

佐 伯 彰 洋

はじめに

- 一 DPPAの概要
- 二 合衆国憲法上の情報プライバシー権
- 三 判例の見解
- 四 判決の検討

はじめに

現代の情報化社会において、行政機関は、その活動を行うために、様々な情報を国民から収集している。まさに行政機関自身が巨大な情報の貯蔵庫になっているといつても過言ではない。行政機関が、これらの情報を無制限に第三者に提供することが許されるならば、情報提供者のプライバシーは容易に侵害されてしまうであろう。他方で、行政

機関が、これら的情報を第三者や他の行政機関に開示する」とにより、第三者がこれらの情報を有益に利用したり、他の行政機関が公益目的のために利用する」とも可能である。」のような行政機関が収集した個人情報のプライバシーの保護とその情報の有効利用という二つの要請のバランスをどのようにとるかは、個人情報保護法制を検討する際の重要な課題といえよう。本稿が考察の対象とする米国ドライバー・プライバシー保護法 (Driver's Privacy Protection Act⁽¹⁾ 以下DPPAと略記する) は、このバランスを図ろうとした立法の一例である。

アメリカでは、自動車免許は各州がドライバーに免許を付与する制度になつており、連邦政府は自動車免許制度に介入していない。自動車免許制度は、伝統的に州の統治機能として認められてきたものであり、判例も、自動車免許制度に対する連邦政府の介入から州を保護してきた。⁽²⁾ そして多くの州は、自動車免許を得るために免許申請者が行政機関に提供した氏名や住所のような情報を公開してきたし、その情報を販売することによって、収益をあげる州も存在していた。⁽³⁾ DPPAは、このように自動車免許を得るために州政府に提供された情報に含まれている個人情報について、連邦政府がこの公開を制限した立法である。しかし、アメリカでは連邦主義がとられているため、連邦政府が、このような州の情報公開について介入できるかという問題が存する。したがって、州側からDPPAが違憲であるという訴訟が提起され、その合憲性が判例上争われてきた。合衆国憲法は、連邦議会が規制の対象にできる権限を列挙しており、それ以外は修正一〇条によつて州の権限とされる。合衆国憲法によれば、連邦政府が州の活動を規制できるのは、連邦政府が州際通商権限を行使する場合と、修正一四条五項⁽⁶⁾により連邦政府が合衆国憲法で保障された権利を実現するための措置をとる場合である。判例では、DPPAの制定がこれらに該当する否かが争点となつた。下級

審では、D P P Aの合憲性について意見が対立していたが、連邦最高裁は、二〇〇〇年に下した*Reno v. Condon* 事件判決⁽⁷⁾において、その合憲性を確認した。この最高裁判決は、D P P Aは州際通商権限の適切な行使であると判断したものであるが、もう一つの争点であるD P P Aが修正一四条五項により合衆国憲法で保障された権利を実現するための立法であるか否かについては判断していない。しかし、この争点には、個人情報のプライバシーの保護という観点からみれば、重要な論点が含まれている。すなわち、修正一四条五項の適用の前提として、D P P Aが保護しようとしている個人情報に合衆国憲法によって保障されているプライバシーの権利が認められるか、という点である。合衆国憲法上プライバシーの権利は明文で保障されていないが、連邦最高裁は、一九七七年の*Griswold v. Connecticut*事件判決⁽⁸⁾で初めてこの権利を憲法が默示的に保障しているものとして認めた。しかし同判決は、一般的なプライバシーの権利を認めたわけではなく、生殖に関する事項に限定して、プライバシーの権利を認めたものにすぎなかつた。そのため、その後プライバシーの権利の外延をめぐって判例上争われてきた。本稿が考察の対象とするD P P Aとの関係において問題になるのは、*Griswold* 判決で認められた種類のプライバシーの権利ではなく、個人情報の開示を阻止できる権利としてのプライバシーの権利である。この権利は、情報プライバシー権と呼ばれているが、連邦最高裁はこの情報プライバシー権を未だ明示的に承認していない。また、もしこのような情報プライバシー権が認められたとしても、D P P Aが保護しようとしている個人情報が、この情報プライバシー権によって保護されるものであるかも検討されなければならない。本稿は、この問題に焦点をあてて、判例を中心にアメリカの議論を考察し、現代社会における個人情報保護法制の問題の検討に一つの契機を与えることを意図したものである。

一 DPPAの概要

1 DPPA成立の背景

DPPAの成立の契機となつたのは、一九八九年七月一八日にカルフォルニア州で起きた人気テレビ番組「My Sister Sam」のスター女優であった Rebecca Schaeffer がストーカーによって殺害された事件である。犯人は、彼女の住所を突き止めるために私立探偵を雇い、この探偵は、カルフォルニア州の自動車省（Department of Motor Vehicles）から彼女の住所を知り、犯人に伝えた。その結果、犯人は彼女のアパートの前で待ち伏せし、彼女を射殺したのである。事件当時のカルフォルニア州の法律は、同州の自動車省にわずか五ドルを支払えば、ドライバーの住所、氏名等を含む自動車車両記録の開示を認めていた。この事件にショックを受けたカルフォルニア州の議会は、自動車車両記録に、秘書箱又は勤務先の住所の掲載を認める法案を提出した。⁽¹⁰⁾ また連邦議会も、このようなストーカー犯罪の防止のために、州の有している自動車車両記録へのアクセスを制限するDPPAを制定したのである。⁽¹¹⁾

このDPPAの提案者の一人である Boxer 上院議員は、上院での提案説明に際して、右に述べたカルフォルニア州の女優のストーカー殺人事件のみならず、強盗のために高価な自動車のプレートナンバーから自動車車両記録入手し、その所有者の住所を入手して犯行に及んだアイオワ州の事例や、アリゾナ州における州の自動車省から入手された住所による女性の殺人事件の事例を紹介し、以下のように述べている。⁽¹²⁾

「...四の州で誰かが、あなたの免許プレートナンバーと数ドルを持って州の自動車省へ歩いて入っていき、あなた

の氏名と住所を持つて歩いて出てくる」とができます。」の「」について考えてみてください。あなたは、「電話帳に【筆者注】掲載されていない電話番号と住所を有しているかもしません。しかし、誰かがあなたの氏名を発見し、又はあなたの車を見て、自動車省に行き、あなたが【アクセスを【筆者注】制限するため骨の折れる手段を講じたであろう非常に個人的な情報を入手する」とができます。⁽¹³⁾」

Boxer 上院議員は、「」のように述べて、DPPAはアメリカ人のプライバシーを保護することを目的としたものであるという認識を示している。⁽¹⁴⁾

2 開示禁止の原則

まずDPPAは、「州の自動車省及び、その職員、被用者、又は契約者は、自動車車両記録に関連して同省によって入手されたすべての個人に関する個人情報を、如何なる者や団体に対して故意に開示してはならないし、又その他の方法で入手可能なものにしてはならない」と規定⁽¹⁵⁾し、自動車車両記録に含まれている個人情報の開示禁止の原則を定めている。ここにいう「個人情報」については、DPPAは「個人の写真、社会保障番号、ドライバー証明番号、氏名、住所（五行の郵便番号は除く）、電話番号、医療又は障害情報（medical or disability information）を含む個人情報」と定義している。但し、「自動車事故や交通違反歴、運転者の身分に関する情報」は、「個人情報」には含まれない。⁽¹⁶⁾

3 義務的開示

DPPAは、一九九二年自動車窃盗禁止法 (Anti Car Theft Act of 1992)、自動車情報開示法 (Automobile Information Disclosure Act)、大気清浄法等の法律の目的を達成するために、以下の五つの事項に関連して自動車車両記録に含まれている個人情報が利用される場合には、当該個人情報は開示されなければならないと定めている。

- (1) 自動車又はドライバーの安全及び窃盗
- (2) 自動車の排気ガス
- (3) 自動車の製品の交換、リコール、勧告
- (4) 自動車製造業者による自動車及びディーラーの監視
- (5) 自動車製造業者の当初の所有者記録からの非所有者の記録の削除⁽¹⁷⁾

4 裁量的開示

DPPAは、合衆国法典一八巻二七二一条(b)項の以下の各号の規定する事項に関連する場合には、自動車車両記録に含まれる個人情報の開示が許されると規定している。

- (1) 連邦・州・自治体の行政機関、裁判所の職務執行のための利用
- (2) 自動車及びドライバーの安全又は窃盗、自動車の排気ガス、自動車の製品の交換・リコール・勧告、自動車製造業者による自動車及びディーラーの監視、自動車製造業者の当初の所有者記録からの非所有者の記録の削除⁽¹⁸⁾

(3) 正当な権限を有する企業又はその代理人、被用者、契約者による通常の事業過程における、詐欺防止等の目的のための個人情報の正確性を確認するための利用

(4) 連邦、州の裁判所、行政機関、又はすべての自主管理機関 (self-regulatory body) における民事訴訟手続、刑事訴訟手続、行政手続、仲裁手続のための利用

(5) 研究活動又は統計資料の作成のための利用

(6) 保険業者による調査活動等の利用

(7) 牽引された又は押収された自動車の所有者に対する告知のための利用

(8) 免許を有する民間の調査機関又は警備会社による利用

(9) 事業用運転免許の保持者に関する情報を入手又は立証するための、雇用者又はその代理人若しくは保険業者による利用

(10) 料金を徴収する民間輸送施設の運営に関連しての利用

(11) 個々の自動車車両記録に対する開示請求への応答のための利用

(12) 調査、マーケティング又は勧誘を目的とした大量配布 (bulk distribution) のための利用

(13) 開示請求者が当該情報の関係当事者から開示についての書面の同意を得てている場合のその開示請求者による利用

用

(14) 当該利用が自動車の機能又は公共の安全に関連し、当該記録を有している州の法律に基づいて特別に認められ

ている利用⁽¹⁹⁾

これらの例外事由のうち、(11)号と(12)号については、州が個人情報の対象者から開示についての明白な同意を得ていることという条件を付している。この同意条項は、一九九九年のDPPAの改正の際に挿入されたものである。⁽²⁰⁾ それまでDPPAは、州の自動車省に対し、免許や証明書等の発行や更新の際のフォームに、明白な方法で本人に個人情報の不開示の意思表明の機会を付与しなければならないことを要求していた。⁽²¹⁾ したがって本人が、この機会に不開示の意思を表明しなかつたならば、それは、開示に同意したものと推定されることになっていた。一九九九年のDPPAの改正は、開示についての本人の積極的な同意を得ることを州に要求することによって、個人のプライバシーについてより手厚い保護を与えることを意図したものといえる。⁽²²⁾

またDPPAは、州の自動車省が、右に列挙した例外規定に該当しない利用のために個人情報を請求された場合、情報が請求された個人に対して、その請求書のコピーを、もし本人がプライバシーの権利を放棄しないのであれば当該情報は開示されないことの説明書とともに送付することができる手続を定め、実行できるという規定を置いている。⁽²³⁾

5 再開示の制限

DPPAは、同法によって個人情報を入手した者による当該情報の再開示についても規定している。DPPAによれば、まず第一に合衆国法典一八巻二七二一条(b)項(11)号と(12)号を除いて同項の例外規定に基づいて個人情報を開示された者は、その例外規定で許された利用のためのみに当該個人情報を販売又は開示することができる。次に同項の(11)

号に基づいて個人情報を開示された者は、如何なる目的であれ、当該情報を販売又は開示することができ、同項(12)号に基づいて個人情報を開示された者は、同号の要件に従つて当該個人情報を販売又は開示することができる。また、(11)号の例外を除いて、自動車車両記録に含まれている個人情報を販売又は他者に開示する者は、五年間、当該情報を受領した個人又は団体とその開示の目的を確認できる記録を保存しなければならず、請求があれば、その記録を州の自動車省に開示しなければならない。⁽²⁴⁾

6 刑罰と救済

DPPAは、故意に同法に違反したすべての者に罰金を科すことを規定している。⁽²⁵⁾さらにDPPAは、同法を遵守していないすべての州の自動車省に対して、司法長官により実質的な不遵守一日毎に五〇〇〇ドル以下の民事罰が課されることを規定している。⁽²⁶⁾

救済についてはDPPAは、同法に違反して故意に自動車車両記録に含まれている個人情報を入手、開示した者に、対して、当該情報の関係当事者は連邦地裁に民事訴訟を提起できることを認めている。そして、その訴訟においては、裁判所は意図的なDPPA違反に対する懲罰的損害賠償や訴訟への意欲を妨げないように合理的な弁護士費用や訴訟費用の敗訴者負担を認めることができ、また必要な場合には暫定的救済や衡平法上の救済を付与することができると規定している。⁽²⁷⁾

二 合衆国憲法上の情報プライバシー権

連邦最高裁が、個人情報の開示を阻止するという文脈で初めてプライバシーの権利に言及したのは、一九七七年の *Whalen v. Roe* 事件判決⁽²⁸⁾の傍論である。この傍論において連邦最高裁は、プライバシーの利益には二種類のものがあると指摘した。すなわち、一つは、*Griswold* 判決で認められたような「一定の種類の重要な決定を行うことの独立性についての利益」⁽²⁹⁾と、もう一つは「個人的事項の開示を避ける個人の利益」⁽³⁰⁾である。この後者の利益が情報プライバシー権と呼ばれるものである。この事件で問題になったのは、医師に一定の処方箋を使用する患者の身元を明らかにすることを要求しているニューヨーク州法の規定であった。この州法により、これらの患者の名前と住所は、同州の厚生省のデータベースに記録されることになっていた。本件ではこの規定が患者のプライバシー権を侵害するか否かが争点になったが、判決は当規定を支持した。その理由として判決は、これらの情報が公開される危険性が僅少なことを挙げている。なぜなら、同州の厚生省は、これら的情報が漏洩されないように厳格なセキュリティ対策を講じていたし、患者の身元の開示は州法や同州の厚生省の規則によって禁じられ、これらの規定に故意に違反した者には刑事責任が課されることになっていたからである。⁽³¹⁾ 但し判決は、「我々は、同等のセキュリティ規定を有していないシステムによって、故意があるかないにかかわらず、蓄積されている個人資料の正当化されない開示によって提示されるであろう如何なる問題にも回答する必要はないし、回答しない」と判示して、十分なセキュリティ対策が存在せず、正当な理由なく、個人情報が開示された場合、プライバシーの権利の侵害になるか否かについては判断してい

ない。しかし判決は、以下のように述べて、コンピュータ社会に内在するプライバシーへの脅威を認めている。

「我々は、コンピュータ化されたデータバンクやその他の夥しい政府ファイルにおける膨大な量の個人情報の蓄積に潜在しているプライバシーへの脅威を意識していないわけではない。税金の徴収、福祉及び社会保障給付の配分、公衆衛生の監督、我々の武装された軍隊の命令、そして刑事法の執行は、すべて大量の情報の秩序ある保存を要求するものであり、これらの情報のほとんどは個人的な性格を有するものであり、もしも開示されるならば当惑的な又は有害なものになろう。」⁽³⁴⁾このような資料を公的目的一のために収集、利用する権利は、正当化されない開示を避ける制定法又は規則上の義務を典型的に伴うものである。」

Jの Whalen 事件判決の四カ月後に、連邦最高裁は、Nixon v. Administrator of General Services 事件判決⁽³⁵⁾において、再び個人情報の開示という文脈におけるプライバシーの権利についての判断を迫られることになった。Jの事件は、Nixon 元大統領が、歴史的に重要な資料を保存する目的で共通役務庁の記録管理者に大統領のテープや資料を調べさせる権限を付与した大統領記録資料保存法 (Presidential Recordings and Materials Preservation Act) によって、彼のプライバシーの権利が侵害されたと主張して、訴訟を提起したのである。当判決は、Nixon 元大統領が、「彼の個人的な通信について合理的なプライバシーの期待を有している」⁽³⁶⁾ことを認めながらも、Jのプライバシーの利益と、その資料を保存する公益、及び大統領の記録から私的な資料を除去するとの困難さを利益衡量した。その際判決は、大統領が公的人物であることから彼のプライバシーの期待は制限されてくることを強調して、Nixon 元大統領の主張を退け、同法の合憲性を認めた。当判決は、Nixon 元大統領の合理的なプライバシーの期待を認定するた

めに、プライバシーの利益には「個人的事項の開示を阻止する個人の利益」があるとした Whalen 事件判決の判断に依拠している。⁽³⁷⁾

以上の二つの判決において連邦最高裁は、情報プライバシー権に言及しているが、その権利の範囲や情報のプライバシー権が憲法上の権利であるか否かについては明確な判断を示さなかつた。⁽³⁸⁾そのため以後、下級審レベルにおいて、これらの問題が争われる」となつた。たとえば、第三巡回区連邦控訴裁判所が下した一九八〇年の United States v. Westing House Electric Corp. 事件判決⁽³⁹⁾は、憲法上のプライバシーの権利が個人情報の開示を阻止する個人の利益に及ぶものであることを認めている。⁽⁴⁰⁾この事件では、労働安全・衛生国家研究所 (National Institute for Occupational Safety and Health、以下 NIOSH と略記する) が、原告たる会社の被用者の X 線、血液テスト、肺機能テスト、視聴覚テストの結果といった医療記録の提出を要請したが、原告が拒否したため、その記録の提出を求める召還令状の執行を求めて訴訟を提起した事件である。原告は、この提出要請は被用者のプライバシーの権利を侵害すると主張した。判決は、この医療記録が個人的性質を有する秘密を要する事実を含んでおり、プライバシーの保護を受ける資料であると判示している。⁽⁴¹⁾他方判決は、NIOSH の労働者の健康・安全のための調査の必要性を認め、その必要性とプライバシーの利益との利益衡量テストを用いて、プライバシーの権利の侵害が許されるか否かを検討している。その判断要因として判決は、「請求されている記録の種類、その記録が含んでいる又は含むであろう情報、その後の同意のない開示の場合の損害の可能性、記録の作成関係に対する開示による損失、無権限の開示を阻止する対策の適切さ、アクセスの必要性の程度、そして明確な制定法上の要請、明確にされている公の政策、アクセスによって

不利な影響を受ける認識されている公益の存否⁽⁴²⁾」を挙げている。判決は、これらの要因を考慮して、職場の安全衛生に対する社会的利益は「被用者の医療記録に関するプライバシーへのわずかな侵害」を正当化すると述べている。⁽⁴³⁾ 但し判決は、この医療記録の中には、被用者が健康問題について余社の医師との個人的な相談のような著しくセンシティブな情報が含まれており、これらの情報に対する被用者のプライバシーの権利よりもNIOSHの調査の必要性のほうが常に優越するとはいえない⁽⁴⁴⁾と判断し、NIOSHは、調査対象者から開示について事前の同意を得ることが望ましいと指摘している。⁽⁴⁵⁾

同様に、第五巡回区連邦控訴裁判所が一九七八年に下した *Plante v. Gonzales* 事件判決⁽⁴⁶⁾も情報プライバシー権を認めている。この事件は、フロリダ州の五人の上院議員が、一九七六年に制定された一定の公選の公務員やその候補者に対して財政情報の開示を要求するフロリダ州憲法のいわゆるサンシャイン修正が、彼らのプライバシーの権利を侵害するとして、訴訟を提起した事例である。判決は、*Whalen* 判決のいう「個人的事項の開示を阻止する個人の利益」を、プライバシーの権利の一種の「秘密性への権利 (the right to confidentiality)」⁽⁴⁷⁾であると捉え、本件で問題になつてゐるいわゆる財政プライバシー (financial privacy) は憲法上の保護を受けるものと判断しているが、原告は公人であり、私人よりもプライバシーは制限され、選挙された公務員に関する財政情報の公開といふ公益の重要性に鑑みて、サンシャイン修正は合憲であると結論づけている。⁽⁴⁸⁾

また第四巡回区連邦控訴裁判所も、一九九〇年の *Walls v. City of Pittsburgh* 事件判決⁽⁴⁹⁾において、情報プライバシー権を認めている。本件は、市職員が履歴に関する質問の回答を拒否したため解雇されたので、このような質問は

プライバシーの権利を侵害するとして、訴訟を提起した事例である。原告が解答しなかつた質問事項には、同性愛行為の有無、結婚歴、家族の犯罪歴、財政状況についての質問が含まれていた。判決は、プライバシーの権利は個人が合理的なプライバシーの期待を有する情報のみを保護していることを前提に、これらの質問事項の対象となっている情報について、原告が合理的なプライバシーの期待を有しているか否かを検討している。⁽⁵¹⁾ まず第一に同性愛行為の有無について、*Bowers v. Hardwick* 事件判決⁽⁵²⁾において連邦最高裁は「当裁判所の先例が憲法を同性愛のソドミーに及ぶプライバシーの権利を付与していると解釈している」ことに同意していないので、この情報について原告のプライバシーの権利は認められないと、判決は判断している。次に結婚歴と家族の犯罪歴については、判決は、これらは公的な記録であり、原告は合理的なプライバシーの期待を有していないと述べ、最後に財政状況についての情報のみプライバシーの権利によって保護されると判示した。しかし、この財政情報については、判決は、原告の著しい責任のある地位を鑑みれば、職員の不正行為を防止することの公益性は強く、被告市側は当該情報の入手について極めて強い公益を立証していると判断して、このような質問は原告のプライバシーの権利を侵害していないと判示した。⁽⁵³⁾

他方、情報プライバシー権を認めなかつた判例として、一九八一年に第六巡回区連邦控訴裁判所が下した *J. P. v. Desanti* 事件判決⁽⁵⁵⁾がある。この事件では、州の少年裁判所の保護観察官が作成し、同裁判所の裁判官に開示された本人の履歴情報について、過去に少年審判を受け、将来も受ける可能性のある少年が、このような開示はプライバシーの権利の侵害であると主張して訴訟を提起した事例である。⁽⁵⁶⁾ 判決は、「我々は、*Whalen v. Roe* における秘密の暴露とを衡量させる憲法上の権利を創設しているを、……すべての政府の行為とその結果としてもたらされる秘密の暴露とを衡量させる憲法上の権利を創設している

ものとはみていない⁽⁵⁷⁾」と述べ、Whalen 事件判決は情報プライバシーの権利を認めていないと判断しているが、この判断の根拠として、Whalen 事件判決の法廷意見はニューヨーク州によって収集された当該情報の広範な開示が憲法に違反するという命題を立証していないとする同判決の Stewart 裁判官の同意意見を引用している。⁽⁵⁸⁾ また判決は、Nixon 判決について、連邦最高裁が不開示に対する一般的な権利すなわち情報プライバシー権に明白に言及している唯一の判例とみている⁽⁵⁹⁾。 Nixon 判決は、Nixon 元大統領がプライバシーの期待を有していることを立証するため Whalen 判決を引用しているのであって、情報プライバシー権を創設する意図はなく、この判決の分析について疑念が生じないよう、同判決の法廷意見に同意している⁽⁶⁰⁾。 Stewart 裁判官が Whalen 事件判決において示した彼のプライバシーについての見解をえていないと述べていると指摘している⁽⁶¹⁾。⁽⁶²⁾ このように判決は、情報プライバシー権の存在を明確にしていない連邦最高裁の先例からは、情報プライバシー権が憲法上の権利であるとは解釈できないし、情報プライバシー権があると認めている下級審の判例についても、これらの判決は、その判断を支持する憲法上の規定を引いているものは一つもないと述べて、憲法上の権利としての情報プライバシー権を否定している。

これに最近の事例で一九九七年にコロンビア特別区連邦控訴裁判所が下した American Federation of Government Employees v. Department of HUD 事件判決も⁽⁶⁴⁾、憲法上の権利としての情報プライバシー権の存在に否定的な態度を示している。この事件は、行政機関の規則によって一定の公職に就く者に対する麻薬使用や財政状況について質問を行なう履歴調査が、職員のプライバシーの権利を侵害するとして、その差止を求めて訴訟が提起された事例である。判決は、「個人情報の不開示についての憲法上のプライバシーの権利の存在について重要な疑いを表明する」と述べ、

たとえ本件においてこのような憲法上の権利が認められるとしても、政府は当該情報を入手することについて十分に尊重される利益を示しているので、被用者のプライバシーの権利を侵害していないと判断している。⁽⁶⁶⁾ このような判断から判断すると、コロンビア特別区連邦控訴裁判所は明らかに第六巡回区連邦控訴裁判所の立場を支持しているわけではないといえよう。⁽⁶⁷⁾

以上のように、第六巡回区連邦控訴裁判所とコロンビア特別区連邦控訴裁判所は情報プライバシー権を憲法上の権利として認めていないものの、前述した情報プライバシー権を憲法上の権利として認めた第三、第四、第五巡回区連邦控訴裁判所以外の控訴裁判所も情報プライバシー権を憲法上の権利として認めており、多くの連邦控訴裁判所は情報報プライバシー権を憲法上の権利として観念しているといえよう。⁽⁶⁸⁾ 但し、これらの判例は、政府に対する個人情報の開示が争われた事例であり、DPPAについて問題になるのは、すでに政府に開示された情報を政府が第三者に開示する場合に、その開示を阻止できる権利が憲法上の権利として認められるかという点である。

この点について、Whalen 事件判決と Nixon 事件判決が、このような政府による開示を阻止する権利を認めたものとまで解釈できるのか、をまず検討してみよう。Whalen 事件判決は、その注釈において、Kurland 教授のプライバシー権の学説を引用している。

Kurland 教授は、憲法上のプライバシーの権利の概念には、少なくとも二つの側面があることを指摘している。すなわち、第一に「個人の私的な事項について政府の監視と侵害から免れる個人の権利」、第二に「自己の私的な事項を政府によって開示させない個人の権利」、第三に「政府の強制から行為、思考、経験及び信念において自由である

個人の権利」という二つの側面である。⁽⁷⁰⁾ Whalen 事件判決は、第一の側面は修正四条が直接的に保護しているものであり、第二と第三の側面が、本判決が指摘した個人的事項の開示を阻止する利益と重要な決定を行う利益に相応するとして述べている。⁽⁷¹⁾ この指摘から判断して、Whalen 事件判決は、政府による個人情報の開示にもプライバシーの権利が及ぶものと判断しているように思われる。また Whalen 事件判決における原告の真の関心は、政府への情報の開示ではなく、当該情報が公衆に知られ、原告の評判を損なうことであった。⁽⁷²⁾ これは、まさに政府による情報の開示の問題であり、判決は、政府側のこのような開示を阻止するために採用された手続や、それに伴う民事制裁や刑事制裁を検討していることから判断すれば、Whalen 事件判決がこの問題を十分に意識していたことは明らかであり、このことも右に述べた Whalen 事件判決の解釈の補強証拠になろう。⁽⁷³⁾

次に Nixon 事件判決については、この事件は、政府側が当該情報を公衆の目にさらすという明確な目的をもつて、Nixon 元大統領から情報の開示を求めた事例であることに注目する必要があろう。本件で争われた大統領記録資料保存法の主たる目的は、Nixon 元大統領の資料の公衆への開示であつた。⁽⁷⁴⁾ 判決は、この政府による個人情報の開示が直接問題になっていることを十分に意識した上で、Nixon 元大統領のプライバシーの権利を認め、その上で Whalen 事件判決と同様のアプローチである利益衡量テストを用いている。⁽⁷⁵⁾ したがって Nixon 事件判決も、情報プライバシー権が政府による個人情報の開示にも及ぶものと理解していると思われる。⁽⁷⁶⁾

以上の考察から、憲法上保障されているプライバシーの権利には情報プライバシー権が含まれ、この権利は、政府への個人情報の開示の側面のみならず、個人情報を入手した政府による当該個人情報の開示という側面においても認

められると解することは、判例法理からみて不合理なものではないといえよう。また理論的にみれば、自己についての情報のコントロールは、自己のアイデンティティにとつては不可欠なものであり、その情報を開示するか否かの決定は個人に属するものといえる。したがって、この決定は憲法上保護されるものと考えられる。⁽⁷⁸⁾しかし、プライバシーの権利は絶対的なものではなく、個人のプライバシーの利益を上回る、政府が正当な公的目的を達成するために個人情報を入手する公益の存在を証明できれば、情報プライバシー権は制限され、政府は当該情報を入手できるが、一度個人情報が政府の手に渡ってしまえば、当該情報に対するプライバシー権は放棄されてしまったと考えるべきではなく、政府の公的目的を達成する限度において制限されたものに過ぎず、なおも当該情報に対するプライバシーの利益は存続するのであり、政府が他の目的のために、本人の同意なしに当該情報を開示する場合には、その開示を正当化する事由を立証しなければならないと考えるべきであろう。⁽⁷⁹⁾したがって情報プライバシー権は、政府に対する個人情報の開示のみならず、政府による個人情報の第三者への開示という側面にも及ぶ憲法上の権利として承認されるべきものといえよう。

三 判例の見解

DPPAの合憲性をめぐっては四つの連邦控訴裁判所が判決を下しているが、第七巡回区連邦控訴裁判所と第一〇巡回区連邦控訴裁判所は合憲判決を下し⁽⁸⁰⁾、第四巡回区連邦控訴裁判所と第一一巡回区連邦控訴裁判所が違憲判決を下している⁽⁸¹⁾。このうちで、DPPAがドライバーのプライバシーの権利を実現するための立法であり、修正一四条の範

囲内のものであるかという論点を取り上げているのは、第四巡回区連邦控訴裁判所と第一巡回区連邦控訴裁判所の判決のみである。⁽⁸²⁾ また、この四つの控訴審判決の原審のなかにも、その控訴審判決とは異なったアプローチによってこの論点に言及しているものもある。そこで以下、この問題に限定して、これらの判例の見解を紹介、検討することにする。

1 Condon v. Reno

① 連邦地裁判決（一九九七⁽⁸³⁾）

本件は、自動車車両記録を開示していたサウスカロライナ州が、DPPAは修正一〇条、一条に違反すると主張して、同州のサウスカロライナ地区コロンビア支部連邦地裁に訴訟を提起した事例である。この訴えに対し連邦政府は、DPPAは州際通商権限及び修正一四条五項に基づいて適法に制定されたものと反論した。

まず判決は、連邦政府はこの修正一四条に基づく主張に際して Whalen 判決に依拠しているが、Whalen 判決が情報プライバシー権を確立したものか否かについて控訴審レベルで疑問が呈されていると指摘する。但し、同地裁の控訴管轄裁判所にあたる第四巡回区連邦控訴裁判所は過去の先例において Whalen 判決がこの権利を確立したものであると明らかに認めていると、判決はいう。そして政府による一定の個人情報を開示させないことについての個人の利益は、政府に対する個人情報の開示を阻止する利益と少なくとも同等又はそれ以上のものであるとの認識を示し、したがって、開示に際しての個人のプライバシーの権利と政府の開示の利益との利益衡量テストにおいては、政府は

入手した個人情報を開示する場合には、当該情報を入手した場合よりも大きな利益を立証する必要があると、判決は述べている。当然、この利益衡量の前提として、その開示の対象となる情報は憲法上の保護を受けるものでなければならず、当該情報に対して個人が合理的なプライバシーの期待を有していなければならないと、判決は指摘している。⁽⁸⁴⁾

この点について判決は、DPPAの個人情報の定義は包括的なもので、自動車車両記録に含まれているすべての情報は自動的に憲法上のプライバシーの権利に包摂されるものであるという連邦政府の主張は正確ではなく、自動車車両記録のうちどの情報が保護されるものであるかが問題になり、氏名、ドライバー番号、住所、電話番号、写真は、明らかに個人が合理的なプライバシーの期待を有するものではないと判断し、医療又は障害情報のなかにも、明らかに個人のプライバシーの利益が存在しないものが含まれていると判断している。たとえば、個人が眼鏡を使用しているという事実は誰の目からみても明らかなので、個人的秘密事柄とはいえないであろうし、車椅子の使用も同様に考えられると述べている。したがって判決は、医療又は障害情報という文言はあまりにも広範すぎるもので、どのように医療又は障害情報が、憲法上の保護を受けるものになるかの判断要因を当裁判所は示すことはできないので、DPPAの民事罰及び刑事罰に服する通常人に、個別にこの判断を行うことを期待するのは不合理であり、この規定は実行不可能なものであると述べている。⁽⁸⁵⁾

さらに判決は、自動車車両記録に含まれる情報の一つである社会保障番号については、どの程度個人のプライバシーの権利が認められるかにかかわらず、自動車車両記録に含まれている他の情報は開示し、この社会保障番号を開示しないことは正当化されないという。なぜなら、DPPAの立法経過に鑑みれば、DPPAの主たる目的は、自動

車両記録から個人の身元が明らかになることを防ぐために氏名や住所の開示を禁止することであり、社会保障番号はDPPAの主たる目的からみれば抹消的なものであり、他の情報は開示され、社会保障番号のみが不開示となるならば、DPPAは議会の意図に沿った方法によって実施されていないことになるという理由を指摘している。⁽⁸⁶⁾

以上のような判断から、本判決は、連邦政府はDPPAがプライバシーの権利を執行する適切な法律であることを立証できており、連邦政府の修正一四条に基づく主張は誤っているものと判示した。⁽⁸⁷⁾ 最終的には、本判決はDPPAは修正一〇条に違反すると判断し、サウスカロライナ州における同法の執行を差し止めた。これを不服として連邦政府は第四巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

② 第四巡回区連邦控訴裁判所判決（一九九八）⁽⁸⁸⁾

控訴審においても、連邦政府の修正一四条に基づく主張について、個人は自動車車両記録に含まれている情報に対して合理的なプライバシーの期待を有しているかが争点になった。判決は、まずWhalen判決のStewart裁判官の同意意見を引き、「一般的な憲法上のプライバシーの権利は存在しない」⁽⁸⁹⁾ことを確認し、先例を挙げながら、連邦最高裁はプライバシーの権利を生殖の権利に限定してきたことを指摘している。そして、特に本件において重要なことは、連邦最高裁及び当裁判所が自動車車両記録に含まれる情報の種類について憲法上のプライバシーの権利をこれまで認めていないことであると判決は述べている。⁽⁹⁰⁾ 判決によれば、この種の情報には合理的なプライバシーの期待は存在しないとし、その理由として以下の四つの理由を指摘している。

第一に、自動車免許のように広範な規制計画においては必然的に合理的な期待が減少することである。判決は、自

自動車に関する事項については、個人は減じられたプライバシーの期待を有すると指摘した連邦最高裁の判例を指摘している。⁽⁹¹⁾ 第二に、同一の情報が多くの他の情報源から入手可能であることである。たとえば、同一の情報は財産税の公的記録から入手できるのであって、その結果、個人は情報が秘密であるという合理的な期待を有していないと、判決は述べている。⁽⁹²⁾ 第三は、自動車車両記録を公的記録として取り扱っている長い歴史があることである。判決は、この同裁判所の先例には、個人の氏名と住所は「自動車車両登録や免許記録においては公的記録事項である」⁽⁹³⁾ と判示しているものがあることを指摘している。⁽⁹⁴⁾ 第四に、このような情報が通常私人に提供されていることである。たとえば、州の発行する運転免許は、小切手を支払う場合やクレジットカードを利用する場合、航空機への搭乗手続き、アルコールの購入の際にしばしば必要とされており、個人が日常的に見知らぬ者と共有している情報について、個人がプライバシーの権利を有していることは疑わしいと、判決は述べている。⁽⁹⁵⁾

以上の理由から本判決は、「自動車車両記録に含まれている情報は個人がプライバシーの権利を有する種類の情報ではない」と判断し、「自動車車両記録に含まれている情報には憲法上のプライバシーの権利は存在しない」と判示している。⁽⁹⁶⁾ その結果、本判決は、連邦議会は修正一四条五項に基づいてDPPAを制定する権限を有していないと結論づけている。

2 Travis v. Reno (一九九八)⁽⁹⁷⁾

本件は、ウイスコンシン州の州議員や同州の自動車省の職員等が、DPPAが修正一条、修正一〇条、修正一一条

に違反するとして訴訟を提起した事例である。ウイスコンシン州西部地区連邦地裁はDPPAは修正一〇条に反する違憲なものであると判示したが、第七巡回区連邦控訴裁判所はこの地裁判決を破棄し、DPPAは合憲であると判断した。この地裁判決において、連邦政府の修正一四条に基づく主張に対しても判断が下されている。同判決は、まず「プライバシーの権利は絶対的なものではないので〈中略〉、憲法は個人についてのすべての情報の開示を禁止していない」⁹⁸と述べ、「憲法上の保護を正当化するためには情報の秘密性に対する正当なプライバシーの期待がなければならぬ」⁹⁹と指摘している。その上で判決は、自動車車両記録に含まれている個々の情報について、この正当なプライバシーの期待があるか否かを検討している。具体的には、氏名、住所、電話番号は誰でもみれる電話帳に記載されているので、正当なプライバシーの期待は存在しないと判断している。これ以外の情報については、個人的な性質のものもあるが、結婚歴、麻薬使用歴、家族の犯罪歴ほどセンシティブなものでないと指摘している。またドライバーエンティティや社会保障番号に関しては、これらの情報は小切手の支払いのような日常生活において開示されているが、この開示は自発的なものであるとの連邦政府の主張に対して、医師や会計士に開示される情報の秘密性を指摘し、その情報の秘密性はこのように日常生活で開示される情報の秘密性と異なるものであり、DPPAが個人のプライバシーを保護していることは疑わしいとの原告の指摘は適切であると判示している。以上の考察から判決は、自動車車両記録に含まれている個人情報には秘密性に対する正当な期待が存在しないので、憲法上のプライバシーの権利は認められないと結論づけている。¹⁰⁰

3 Pryor v. Reno (一九九九)⁽¹⁰¹⁾

本件は、アラバマ州が、DPPAは修正一〇、一一条に違反するとして訴訟を提起した事例である。第一審のアラバマ州中部地区連邦地裁は、DPPAは連邦政府の州際通商権限の適切な行使であるとして合憲判決を下し、第一巡回区連邦控訴裁判所も同地裁判決を支持した。連邦政府の修正一四条に基づく主張については、この控訴審判決が、脚注において、その主張には理由がないと述べているに過ぎない。同判決は、まず「連邦議会がDPPAの制定に際して、「修正一四条—筆者注」五項に基づく権限を適切に行使したか否かは、同法が修正一四条によって保障されるある権利を執行している否かにかかる」⁽¹⁰²⁾と述べている。そして判決は、DPPAによって保護される種類の個人情報には「秘密性に対する権利」が存在すると連邦裁判所は判示していると連邦政府は主張しているが、これは同意できないという。判決は、連邦政府がその先例の一つとして指摘した James v. City of Douglas 判決⁽¹⁰³⁾について、この判決は秘密裡に州の公務員に提供された機密を要する個人情報についてのみ憲法上のプライバシーの権利を認めたものに過ぎず、自動車車両記録に含まれている情報はこのような種類の情報ではないので、個人は当該情報が秘密性を有するという合理的期待を有しておらず、したがって、自動車車両記録情報にはDPPAが実現する憲法上のプライバシーの権利は存在しないと、判決は結論づけている。⁽¹⁰⁴⁾

四 判決の検討

以上四つの判決を考察してきたが、いずれもDPPAは修正一四条五項に基づく連邦議会の適切な行使であるとい

う連邦政府の主張を認めていない。その理由は、自動車車両記録に含まれている情報は個人が合理的なプライバシーの期待を有することができる性質のものではないということにつきよう。しかし、いずれの判決も説得力のある理論を展開しているとは思われない。ここで紹介した判決のうちで、最もこの問題に力点を置いて検討しているのは Condon 事件控訴審判決であり、同判決は、自動車車両記録に含まれている情報に個人が合理的なプライバシーの期待を有することができない四つの理由を挙げている。しかし、この四つの理由は、その理論的妥当性において以下のような疑問を払拭することができない。

まず第一に同判決は、自動車免許のような広範な規制計画では個人の合理的なプライバシーの期待は減少すると指摘している。確かに、自動車免許制度は広範な政府の規制に服しており、免許制度の運用のための政府に対する個人情報の開示という側面においては、個人のプライバシーの期待が減少することは否定できないが、個人が免許取得のために政府に開示した個人情報を政府が第三者に開示する側面においては、プライバシーの期待が減少するとはいえないであろう。なぜなら、広範な規制計画という概念は免許制度には当てはまるが、政府による個人情報の開示は広範な規制計画とはいえないからである。個人側からみれば、政府がこのような個人情報を入手目的以外には使用しないことについて合理的なプライバシーの期待が存在し、政府による個人情報の開示という側面においては、この期待は減少していないといえる。第二に同判決は、同一の情報が財産税の公的記録から入手できると述べているが、医療又は障害情報のようなDPPAが定めている広範な個人情報まで入手できるわけではない。第三に同判決は、自動車車両記録が公的記録として取り扱ってきた長い歴史を指摘するが、その慣行が、自動車車両記録にはプライバシー

の期待が存在しない法的根拠にはなりえないであろう。州の中には、自動車車両記録の開示を制限している州も存在しているのである。⁽¹⁰⁵⁾ 第四に、同判決は自動車車両記録に含まれている情報が小切手の支払いのように日常生活において第三者に開示されていることを指摘するが、この情報開示は本人の自発的な意思に基づくものであり、政府による個人情報の開示が、本人の意思にかかわりなく開示されることは重要な問題であろう。

このように Condon 事件控訴審判決の理由づけは十分に説得力のあるものではないといえる。では、自動車車両記録に含まれている個人情報には、合理的なプライバシーの期待が存するといえるのであるうか。自動車車両記録に含まれている情報を個別に分析すれば、プライバシーの期待の程度は個々の情報によって異なってくる。これは、Condon 事件地裁判決、Travis 判決が指摘するところであるし、Condon 事件控訴審判決も氏名、住所は公的記録であると述べている。しかし、最も重要なことは、自動車車両記録のなかに氏名や住所のように一般にセンシティブな情報と考えられていないものが含まれているとしても、自動車車両記録に含まれている個々の情報が結合されることによって、個人の実像が容易に浮かび上がってくることである。たとえば、マーケティング活動を行っている民間の業者にとっては、そのターゲットを選択する際に、このような個人の実像を把握することは重要であり、自動車車両記録は価値ある情報源になるといえよう。⁽¹⁰⁶⁾ したがって、自動車車両記録に含まれている個人情報の公開を制限しなければ、本人が知らないまま、いつの間にか民間業者のマーケティング活動のターゲットにされてしまい、その者の私生活が干渉されてしまうことにもなりかねない。またストーカーが、そのターゲットとしてねらっている女性の氏名さえわかれれば、その女性の自動車車両記録から、その者の住所、電話番号、写真といった情報を入手することがで

き、容易にストーカー行為が行えることになろう。このように考えるならば、自動車車両記録は、個々の情報をみれば、個人のプライバシーの期待が大きくないものが含まれているとしても、自動車車両記録に含まれている他の情報と結合されることによって、個人のプライバシーにとって大きな脅威となる性質のものといえる。したがって、自動車車両記録全体を一つの情報源として捉えて、そこに含まれる情報については、個人が合理的なプライバシーの期待を有しているものと判断して、憲法上の保護を受けるべきものであると解することは、決して不合理な解釈ではないようと思われる。⁽¹⁰⁸⁾

おわりに

以上の考察の結果、情報プライバシー権は合衆国憲法により保障された権利であり、自動車車両記録については個人が合理的なプライバシーの期待を有することができる性質のものと捉え、したがって DPPA は、合衆国憲法で保障されたプライバシーの権利を実現するための立法であるから、連邦議会が修正一四条五項に基づいて適法に制定したものであると理解することができるのはなかろうか。⁽¹⁰⁹⁾ コンピュータ技術の進歩により、行政機関がこれまで以上に多くの個人情報を収集、保存でき、容易にこれら的情報を結合させることができるのである。このような脅威に対抗するためには、情報プライバシー権のは、個人のプライバシーへの脅威は益々増大している。このような脅威に対抗するためには、情報プライバシー権の確立が焦眉の課題といえよう。それとともに、本稿が示したように、一つの情報源に含まれる個々の情報が結合されることに着目して、これらの情報を一体的な情報と捉えて、そのプライバシー性を判断する見方が不可欠な視点となることに着目して、これらの情報を一体的な情報と捉えて、そのプライバシー性を判断する見方が不可欠な視点とな

ルル。今後のトマコカにおける情報プライバシー権をめぐる判例の動向とプライバシー保護法制の進展が注目される。

- (1) 18 U. S. C. §§ 2721-25.
- (2) Thomas H. Odom & Gregory S. Feder, *Challenging the Federal Driver's Privacy Protection Act: The Next Step in Developing a Jurisprudence of Process-Oriented Federalism under the Tenth Amendment*, 53 U. MIAMI L. REV. 71, 100 (1998).
- (3) *Id.* たゞベシ United States v. Best (573 F. 2d 1095 (9 th Cir. 1978)) 事件判決は、「ドライバーの免許制度は『市町村の政治的上部組織が伝統的に市の市民に対する政府サービスの本質的な部分』なんだよ」(quoting National League of Cities v. Usery, 426 U.S. 833, 855 (1976) の摘句)。573 F. 2d at 1103. Best 判決が依拠した National League of Cities 判決は、Garcia v. San Antonio Metro. Transit Auth. (469 U.S. 528 (1985)) 判決によれば明示的に覆されたが、以後の上級審判決は、依然としてドライバー免許制度への連邦政府の介入を認めなかった。Thomas H. Odom & Gregory S. Feder, *supra note 2*, at 100 n. 175. つまり、このふたつが判斷を示した判例による、*see, e.g.*, United States v. Snyder, 852 F. 2d 471 (9 th Cir. 1976).
- (4) DAPA の制定以前は、各州が自動車車両記録を公開していた。See 139 CONG. REC. S 15762 (1993) (statement of Sen. Boxer). DAPA 制定時に残る車両の自動車車両記録の開示・非開示を規定する法の状況については、*see Dorothy J. Glancy, Privacy and Intelligent Transportation Technology*, 11 SANTA CLARA COMPUTER & HIGHTECH. L. J. 151, 195-197 (1995).
- (5) ドライバー免許は、車のドライバー免許情報を販売する、年間八〇〇万ドルの収入を得ていた。See Travis v. Reno, 163 F. 3d 1000, 1002 (7th Cir. 1998.) たゞ、ドライバー免許は、車の情報を「車両データベース」として販売している。See C. Carlson & Ernest D. Miller, *Public Data and Personal Privacy*, 16 COMPUTER & HIGHTECH. L. J. 83, 96 (1999).

- (6) 合衆国憲法修正一四条五項は、「連邦議会は、適當な立法であつて本条の諸規定を執行する権限を有する」(訳文は、樋口陽)・吉田善明編『解説 世界憲法集 第4版』(三省堂、11000年)六二二頁による)と定めている。
- (7) Reno v. Condon, 528 U. S. 141 (2000). リの判決の紹介として、宇賀克也「最近の判例」アメリカ法11001—1、一九八頁以下参照。

(8) 連邦政府は、下級審において DPPA は修正一四条五項に基づいて連邦議会の権限に基づいて適法に制定されたと主張したが、リの主張を認めた下級審判決はなかった。したがって連邦政府は、連邦最高裁においてリのむべな主張を行わなかつたので、連邦最高裁はリの主張を示してしまつた。See Reno, 528 U. S. at 149 n. 2.

- (9) 381 U. S. 479 (1965).
- (10) Oliver J. Kim, *The Driver's Privacy Protection Act: On the Fast Track to National Harmony or Commercial Chaos?* 84 MINN. L. Rev. 223, 223 (1999). 現在のカルフュルニアの州法は、自動車記録に含まれてある住所は、裁判所、法執行機関、又は他の行政機関、*和*へは法律で定められた場合以外、開示されなければならないと規定している。See Cal. Veh. Code. § 1808.21 (2001).
- (11) Kim, *supra note* 10, at 223; Angela R. Karras, *The Constitutionality of the Driver's Privacy Protection Act: A Fork in the Information Access Road*, 52 FED. COMM. L. J. 125, 127-128 (1999).
- (12) 139 CONG. REC. S 15761 (1993) (statement of Sen. Boxer).
- (13) *Id.*
- (14) *See id.*
- (15) 18 U. S. C. § 2721 (a).
- (16) *Id.* at § 2725 (3).
- (17) *Id.* at § 2721 (b).
- (18) リの例外規定は、義務的開示の規定と同様のものであるが、義務的開示の規定については、自動車窃盗禁止法等の法

律の目的の達成のためとし、限定条件がない限り、例外規定¹⁵⁾によるのみの限定条件がなく、より広範な開示が認められるものと解すべきである。See Odom & Feder, *supra note 2*, at 79-80.

- (19) *Id.*
- (20) Act of Oct. 9, 1999, Pub. L. No. 106-69, 350, 113 Stat. 986, 1025-26 (1999).
- (21) 108 Pub. L. No. 103-322, 108 Stat 1766, 2100 (1994). まだD.P.A.は、制定時よりの手続に加えて、州の自動車省が、当該情報が、車の出力のみ利用、貸借、販売されないとき、本人が勧誘されないと適時に要請した者には勧誘されないことを確保する手続を用意して、個人との条件を付してしまった。*Id.*
- (22) Paul M. Schwartz, *Internet Privacy and the State*, 32 CONN. L. REV. 815, 857 (2000).
- (23) 18 U. S. C. § 2721 (d).
- (24) *Id.* § 2721 (c).
- (25) *Id.* § 2723 (a).
- (26) *Id.* § 2723 (b).
- (27) *Id.* § 2724 (b). D.P.Aの構造について、see Odom & Feder, *supra note 2*, at 77-88.
- (27) *Id.*
- (28) 429 U. S. 589 (1977).
- (29) *Id.* at 599.
- (30) *Id.* at 599-600.
- (31) 本件におけるコンピューターテープを鍵のキャビネットに保存し、その部屋にはロックされたワイヤーフェンスをめぐらし、警告システムも設置し、テープを利用する場合は、外部からアクセスできないようコンピュータの回線を切断することによってセキュリティ対策が講じられていた。*Id.* at 594.
- (32) *Id.* at 594-595.

- (33) *Id.* at 605-606.
- (34) *Id.* at 605.
- (35) 433 U. S. 425 (1977).
- (36) *Id.* at 465.
- (37) *Id.* at 458-465.
- (38) Glenn Chatmas Smith, *We've Got Your number! (Is It Constitutional to Give It Out?) : Caller Identification Technology and the Right to Informational Privacy*, 37 UCLA. REV. 145, 174-175, (1989); Francis S. Chlapowski, *The Constitutional Protection of Information Privacy*, 71 B. U. L. REV. 133, 150 (1991).
- (39) 638 F. 2d 570 (3th Cir. 1980).
- (40) *Id.* at 577.
- (41) *Id.*
- (42) *Id.* at 578.
- (43) *Id.* at 579.
- (44) *Id.* at 580-581.
- (45) *Id.* at 581.
- (46) 575 F. 2d 1119 (5th Cir. 1978).
- (47) *Id.* at 1132.
- (48) *Id.* at 1136.
- (49) *Id.* at 1135-36.
- (50) 895 F. 2d 188 (4th Cir. 1990).
- (51) *Id.* at 192.

- (52) 478 U. S. 186 (1986).
- (53) *Id.* at 190.
- (54) 895 F. 3d at 193-194.
- (55) 653 F. 2d 1080 (6th. Cir. 1981).
- (56) *Id.* at 1083.
- (57) *Id.* at 1088-89.
- (58) Whalen, 429 U. S. at 608-609.
- (59) 653 F. 2d at 1089.
- (60) *Id.*
- (61) 433 U. S. at 455 n. 18.
- (62) 653 F. 2d at 1089.
- (63) *Id.* at 1090.
- (64) 118 F. 3d 786 (D. C. Cir. 1997).
- (65) *Id.* at 791.
- (66) *Id.* at 793.
- (67) ニューヨーク州の輸出による規制。See Chlapowski, *supra* note 38, at 145-150; William J. Watkins, Jr., *The Driver's Privacy Protection Act: Congress Makes a Wrong Turn*, 49 S. C. REV. 983, 1001-1004 (1998).
- (68) See, e.g., Barry v. City of New York, 712 F. 2d 1554 (2d Cir. 1983); Mangels v. Pena, 789 F. 2d 836 (10th Cir. 1986); Pesce v. J. Sterling Morton High Sch., Dist. 201, 830 F. 2d 789 (7th Cir. 1987); Daury v. Smith, 842 F. 2d 9 (1st Cir. 1988); Alexander v. Peffer, 993 F. 2d 1348 (8th Cir. 1993); Doe v. Attorney General, 941 F. 2d 780 (9th Cir. 1991) *vacated sub nom.*, Reno v. Doe, 116 S. Ct. 2543 (1996).

- (69) Watkins, *supra note* 67, at 1003.
- (70) Whalen, 429 U. S. at 599 n. 24 (quoting Kurland, *The Private I*, U. Ch. MAG. 7, 8 (Autumn 1978)).
- (71) *Id.*
- (72) *Id.* at 600.
- (73) *Id.* at 600-04.
- (74) Heyward C. Hosch, III, *The Interest in Limiting the Disclosure of Personal Information: A Constitutional Analysis*, 36 VAND. L. REV. 139, 178 (1983).
- (75) 同法 1〇四条は、共通役務庁長官に該当資料への公衆のアクセスを規定する規則を公布する旨を命じた。Nixon, 433 U. S. at 435.
- (76) *Id.* at 465.
- (77) Hosch, III, *supra note* 74, at 179-180.
- (78) Chlapowski, *supra note* 38, at 58.
- (79) See Lilian R. Bevier, *Information about Individuals in the Hands of Government: Some Reflections on Mechanisms for Privacy Protection*, 4 W.M. & MARY BILL OF RTS. J. 455, 469 (1995); Maureen Maginnis, *Constitutional Law Maintaining the Privacy of Personal Information: The DPPA and the Right of Privacy*, 51 S. C. L. REV. 807, 821 (2000).
- (80) Travis v. Reno, 163 F. 3d 1000 (7th Cir. 1998); Oklahoma v. United States, 161 F. 3d 1266 (10th Cir. 1998).
- (81) Condon v. Reno, 155 F. 3d 453 (4th Cir. 1998); Pryor v. Reno, 171 F. 3d 1281 (11th Cir. 1999).
- (82) 第 1〇巡回区連邦控訴裁判所は、DPA を修正 1〇条に違反する、合憲であると判断したので、連邦政府の修正 1 四条に基づいて主張していたが、判斷する権限がないとした上で、*Id.* at 1273 n. 6. 第七巡回区連邦控訴裁判所の、この問題についての評論は、注(83)を参照。
- (83) 972 F. Supp. 977 (D. S. C. 1997).

- (84) *Id.* at 987-990.
- (85) *Id.* at 991-992.
- (86) *Id.* at 992.
- (87) *Id.*
- (88) 155 F. 3d 453 (4th Cir. 1998).
- (89) *Id.* at 464 (quoting *Whalen v. Roe*, 429 U. S. 589, 608).
- (90) *Id.*
- (91) *California v. Carney*, 471 U. S. 386, 392 (1985); *New York v. Class*, 475 U.S. 106, 113 (1986).
- (92) *United States Dept. of Health & Human Services v. FLRA*, 833 F. 2d. 1129, 1135 n. 8 (1987).
- (93) *Condon v. Reno*, 155 F. 3d 453, 464-465 (4th Cir. 1998).
- (94) *Id.* at 465.
- (95) *Id.*
- (96) *Id.*
- (97) 12 F. Supp. 2d 921 (W. D. Wis. 1998).
- (98) *Id.* at 925.
- (99) *Id.*
- (100) *Id.* 本件の控訴審判決は、第七巡回区連邦控訴裁判所が、修正一回目の鑑定にての判断を回避したが、この問題
が将来の論証に影響を与える可能性があるため、Travis v. Reno, 163 F. 3d 1000, 1007 (7th Cir. 1998).
- (101) 171 F. 3d 1281 (11th Cir. 1999).
- (102) *Id.* at 1288 n. 10.
- (103) 941 F. 2d 1539 (11th Cir. 1991).

(104) Pryor, 941 F. 2d at 1288 n. 10.

(105) 一九九四年一月二日の下院司法委員会の「公民権及び憲法上の権利に関する小委員会 (House Subcommittee on Civil and Constitutional Right)」における American Civil Liberties Union & Privacy and Technology Project のトマソニクタードと Janlori Goldman 氏は、自動車車両記録を公的記録として取り扱ってきただけでは「歴史の偶然 (an accident of history)」であると指摘している。1994 WL 14168075, *6.

(106) DPPAの制定に際して、一九九四年一月二日の下院司法委員会の「公民権及び憲法上の権利に関する小委員会」における Public Affairs National Victim Center のティレクターである David Beatty の証言によれば、少なくとも一四の州が、運転免許証に関する情報を制限しており、オクラホマ州では、原則として住所と電話番号へのアクセスを否定していくと述べている。1994 WL 141688013, *7.

(107) 一九九四年一月二日の下院司法委員会の「公民権及び憲法上の権利に関する小委員会」における James P. Moran 下院議員による証言は、個人の所有する自動車についての情報は、その者のライフスタイルを示すものであり、個人が、これら的情報に基づいてマーケティング業者のターゲットにされてしまうことを指摘し、それはプライバシーの侵害であると述べていている。1994 WL 14168121, *3.

(108) See Maginnis, *supra note* 79, at 817 n. 78.

(109) 「この法律はDPPAが、適法に制定された立法であると考えられるとしても、DPPAが十分にドライバーのプライバシーの権利を保障したものであるかについては、別異に考えねばならないのであるからであり、実際、DPPAは、同法の制定の契機になつた女優のストーカー殺人事件において彼女の住所を入手したような民間の調査業者について例外規定を設けており、「多くの抜け穴を含んでしまった」への批判がある。See Note, *Your Life as an Open Book: Has Technology Rendered Personal Privacy Virtually Obsolete?* 48 FED. COMM. L. J. 163, 182 (1995).

[付記] 本稿の執筆に際しては、本稿執筆當時、米国ウィスコンシン大学ロースクールにて在外研究中であった福岡大学助教授

牛嶋仁氏により、貴重な資料の提供をうけた。この場を借りて同氏に感謝申し上げたい。

米国ドライバー・プライバシー保護法と情報プライバシー権

同志社法学 五三巻七号

五六五 (三一七二)